

大分県内市町村職員の給与制度・運用の状況（速報） ＜平成31年4月1日時点＞

平成31年4月1日時点における、大分県内市町村職員の給与制度・運用の状況を取りまとめましたので公表します。

なお、平成31年4月1日時点のラスパイレス指数等につきましては、年末頃取りまとまる予定です。

1 給料について

- (1) 給料表の状況 1
- (2) 昇給・昇格制度の見直しの状況 2
- (3) 市町村別級別職員構成の状況（一般行政職） 3
- (4) ラスパイレス指数の状況 (H30.4.1時点) 4

2 諸手当について

- (1) 扶養手当の状況 5
- (2) 住居手当の状況 9
- (3) 期末・勤勉手当の状況 10

- (参考) 地方公務員の給与等に関する諸原則 12

1(1) 給料表の状況（一般行政職給料表における最高号給月額）

市町村職員の給料表は、職務の複雑、困難及び責任の度に応じた「級」と職務経験年数による職務の習熟を反映する「号給」により条例で定められています。

表の設定にあたっては、公務としての近似性・類似性を重視して国の制度を基本とし、水準は地域の民間給与をより重視すべきであるが、仮に民間給与が高い地域であっても、それぞれの地域における国家公務員の水準を目安とすることとされています。

また、人事委員会を設置していない市町村においては、県の人事委員会の機能が十分に発揮され又は強化されることにより、これを参考にして整備することで、間接的に地域民間給与の反映を行うよう検討すべきとされています（参考：「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」）。

① 国に準拠した給料表を使用している団体

（単位：円）

（網掛部分は、県の最高号給を上回るもの）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
別府市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900	468,600	
中津市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900	468,600	
日田市	247,600	304,200	350,000	384,200	396,000	410,200	444,900		
佐伯市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900	468,600	
臼杵市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900	H31.4より8級廃止	
津久見市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900		
竹田市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900	※468,600	
豊後高田市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900		
杵築市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900		
宇佐市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900	468,600	
豊後大野市	247,600	304,200	350,000	381,000	394,000	410,200	444,900		
由布市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900		
国東市	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	413,000	444,900		
姫島村	247,600	304,200	350,000	381,000					
日出町	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900		
九重町	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200	444,900		
玖珠町	247,600	304,200	350,000	381,000	394,000	410,200	444,900		
大分県	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900	468,600	527,500

※竹田市に8級の在職者はいない。

② 独自給料表を使用している団体（一部の級で号給数、給料月額が異なっている）

（単位：円）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
大分市	247,600	304,200	350,000	384,200	394,000	410,200	444,900	468,600	527,500

1(2) 昇給・昇格制度の見直しの状況

50歳台後半層の給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の見直しを実施している団体の状況を記載しています。

市町村名	①55歳昇給停止 (標準の成績)	実施年月日	②昇格時号給対 応表の改正	実施年月日
大分市	○	H28. 1. 1~	○	H28. 1. 1~
別府市	未実施		○	H29. 4. 1~
中津市	未実施		○	H31. 4. 1~
日田市	未実施 (56歳昇給停止)		○	H25. 4. 1~
佐伯市	未実施		○	H25. 4. 1~
臼杵市	○	H27. 1. 1~	○	H25. 4. 1~
津久見市	○	H30. 1. 1~	○	H25. 4. 1~
竹田市	未実施		○	H31. 4. 1~
豊後高田市	未実施		○	H25. 4. 1~
杵築市	○	H30. 1. 1~	○	H25. 6. 26~
宇佐市	○	H28. 1. 1~	○	H27. 4. 1~
豊後大野市	○	H28. 4. 1~	○	H26. 1. 1~
由布市	○	H28. 1. 1~	○	H25. 4. 1~
国東市	○	H27. 4. 1~	○	H25. 4. 1~
姫島村	○	H26. 1. 1~	※	
日出町	○	H30. 4. 1~	○	H27. 4. 1~
九重町	○	H26. 1. 1~	○	H25. 4. 1~
玖珠町	○	H27. 4. 1~	○	H25. 3. 1~
大分県	○	H26. 1. 1~	○	H25. 1. 1~
国	○	H26. 1. 1~	○	H25. 1. 1~

昇格時号給対応表の改正（昇格に伴う給料月額の上昇を抑制）

（例） 5級85号給（391,000円）から6級へ昇格した場合

未改正：6級65号給（405,000円 +14,000円）

改正後：6級51号給（400,600円 +9,600円）

※従来から本改正を上回る給料月額の上昇抑制を実施

1(3) 市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）

県内市町村の級別の職員構成は下記のとおりです。
職務給の原則から、上位級の比率が過大にならないように計画的に管理していくことが求められます。

① 国に準拠した給料表を使用している団体

市町村名	一般行政 職員数 (人)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	5級以上	6級以上
		(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)
別府市	470	16	34	81	173	92	48	20	6	—	—	166	74
		3.4	7.2	17.2	36.8	19.6	10.2	4.3	1.3	—	—	35.3	15.7
中津市	538	41	72	123	79	137	23	50	13	—	—	223	86
		7.6	13.4	22.9	14.7	25.5	4.3	9.3	2.4	—	—	41.4	16.0
日田市	466	34	43	52	167	113	49	8	—	—	—	170	57
		7.3	9.2	11.2	35.8	24.2	10.5	1.7	—	—	—	36.5	12.2
佐伯市	597	49	47	53	217	143	51	27	10	—	—	231	88
		8.2	7.9	8.9	36.3	24.0	8.5	4.5	1.7	—	—	38.7	14.7
臼杵市	278	25	16	31	88	58	33	27	—	—	—	118	60
		9.0	5.8	11.2	31.7	20.9	11.9	9.7	—	—	—	42.4	21.6
津久見市	146	8	11	12	49	45	16	5	—	—	—	66	21
		5.5	7.5	8.2	33.6	30.8	11.0	3.4	—	—	—	45.2	14.4
竹田市	203	4	14	22	82	31	20	30	0	—	—	81	50
		2.0	6.9	10.8	40.4	15.3	9.9	14.8	0.0	—	—	39.9	24.6
豊後高田市	218	7	19	29	58	58	24	23	—	—	—	105	47
		3.2	8.7	13.3	26.6	26.6	11.0	10.6	—	—	—	48.2	21.6
杵築市	270	12	23	29	118	43	21	24	—	—	—	88	45
		4.4	8.5	10.7	43.7	15.9	7.8	8.9	—	—	—	32.6	16.7
宇佐市	441	41	49	37	105	138	30	33	8	—	—	209	71
		9.3	11.1	8.4	23.8	31.3	6.8	7.5	1.8	—	—	47.4	16.1
豊後大野市	299	15	14	14	77	109	39	31	—	—	—	179	70
		5.0	4.7	4.7	25.8	36.5	13.0	10.4	—	—	—	59.9	23.4
由布市	254	31	45	31	58	40	22	27	—	—	—	89	49
		12.2	17.7	12.2	22.8	15.7	8.7	10.6	—	—	—	35.0	19.3
国東市	271	26	26	23	52	96	17	31	—	—	—	144	48
		9.6	9.6	8.5	19.2	35.4	6.3	11.4	—	—	—	53.1	17.7
姫島村	56	27	11	1	17	—	—	—	—	—	—	0	0
		48.2	19.6	1.8	30.4	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0
日出町	149	15	16	28	47	21	17	5	—	—	—	43	22
		10.1	10.7	18.8	31.5	14.1	11.4	3.4	—	—	—	28.9	14.8
九重町	104	13	10	24	26	16	5	10	—	—	—	31	15
		12.5	9.6	23.1	25.0	15.4	4.8	9.6	—	—	—	29.8	14.4
玖珠町	142	8	13	14	51	37	12	7	—	—	—	56	19
		5.6	9.2	9.9	35.9	26.1	8.5	4.9	—	—	—	39.4	13.4
大分県	3,896	310	533	620	1,144	890	77	268	47	7	—	1,289	399
		8.0	13.7	15.9	29.4	22.8	2.0	6.9	1.2	0.2	—	33.1	10.2
国	139,782	14,475	13,209	32,960	35,598	20,140	15,829	3,822	2,181	1,310	258	43,540	23,400
		10.4	9.4	23.6	25.5	14.4	11.3	2.7	1.6	0.9	0.2	31.1	16.7

※竹田市は8級制だが、8級に職員がいない。

② 独自給料表を使用している団体

市町村名	一般行政 職員数 (人)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	5級以上	6級以上
		(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)
大分市	1,699	99	276	261	514	315	112	68	34	20	—	549	234
		5.8	16.2	15.4	30.3	18.5	6.6	4.0	2.0	1.2	—	32.3	13.8

1(4) 団体別ラスパイレース指数（H30.4.1時点。H31.4.1時点の指数はR1.12頃取りまとまる予定）

平成30年4月1日時点で給料削減措置を実施している団体は9団体です。
 ※ラスパイレース指数とは
 毎年4月1日における地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを学歴別、経験年数別にラスパイレース方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。
 ※「給料」と「給与」の違い
 「給与」は職員に対しその勤務に対する対価として支払われる全てのものを指し、「給料」は「給与」から各種手当を除いた基本給を指す。本資料のラスパイレース指数は、「給料」について算出したものである。

市町村名	30年	29年	前年比	給料削減措置の状況	
				削減率	実施期間
大分市	100.0	100.2	▲0.2	4～9級 4% 3級 2% 2級 1% ※4～9級 3% 3級 1%	H30.4～H30.12 ※H31.1～H35.12
別府市	100.7	100.9	▲0.2	-	-
中津市	101.2	102.0	▲0.8	-	-
日田市	101.0	100.9	0.1	-	-
佐伯市	101.0	100.9	0.1	-	-
臼杵市	100.8	100.6	0.2	-	-
津久見市	98.1	100.3	▲2.2	3～7級 2% 1～2級 1%	H30.1～H30.6
竹田市	99.8	99.7	0.1	7級 6% 6級 4% 4～5級 3.7% 3級 2.7% 1～2級 1%	H30.4～H31.3
豊後高田市	100.1	100.0	0.1	-	-
杵築市	100.5	100.7	▲0.2	3～7級 1.5%	H30.4～H31.3
宇佐市	100.9	101.2	▲0.3	7～8級 6% 3～6級 4% 1～2級 2%	H29.4～H32.3
豊後大野市	100.3	100.5	▲0.2	-	-
由布市	101.6	99.8	1.8	-	-
国東市	100.5	101.1	▲0.6	7級 5% 1～6級 1%	H30.4～H30.12
市平均	100.6	100.7	▲0.1		
(全国市)	99.1	99.1	0.0		
姫島村	79.6	79.2	0.4	-	-
日出町	99.8	99.8	0.0	4～7級 3% 1～3級 1% ※4～7級 2.5% 1～3級 0.5%	H30.4～H30.12 ※H31.1～H31.3
九重町	99.7	99.5	0.2	7級 5% 6級 4% 5級 3% 4級 2% 3級 0.5%	H30.4～H31.3
玖珠町	97.9	101.6	▲3.7	6級(課長級以上)～7級 5% 6級 4% 4～5級 3% 3級 2%	H30.4～H31.3
町村平均	96.8	98.0	▲1.2		
(全国町村)	96.4	96.4	0.0		
市町村平均	100.4	100.6	▲0.2		
全地方公共団体平均	99.2	99.2	0.0		
大分県	99.7	99.7	0.0	-	-

2(1) 扶養手当の状況（平成31年4月1日現在）

扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給される手当です。

①配偶者、②子、③父母等、④職員に配偶者がいない場合、④特定期間加算（満15歳～満22歳にある子に対する②への加算）の月額を記載しています。

※民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、平成29年4月1日より段階的に見直しを実施。

市町村名	①配偶者		②子
	7級相当以下	8級相当以上	
大分市	8,000円	3,500円	9,500円
別府市	7,500円	3,500円	10,000円
中津市	7,500円	3,500円	10,000円
日田市	6,500円	-	10,000円
佐伯市	8,500円	3,500円	10,000円
臼杵市	6,500円	-	10,000円
津久見市	7,500円	-	9,500円
竹田市	11,000円	-	10,000円
豊後高田市	8,500円	-	10,000円
杵築市	8,000円	-	10,000円
宇佐市	12,500円	12,500円	10,000円
豊後大野市	7,000円	-	11,000円
由布市	9,500円	-	10,000円
国東市	8,000円	-	10,000円
姫島村	6,500円	-	10,000円
日出町	7,500円	-	9,500円
九重町	6,500円	-	10,000円
玖珠町	6,500円	-	11,000円
大分県	7,500円	3,500円	9,500円
国	6,500円	3,500円	10,000円

・網掛けは国・県よりも高いことを示す

市町村名	③父母等		④1人（配偶者なし）		⑤特定期間加算
	7級相当以下	8級相当以上	子	父母等	
大分市	7,000円	3,500円	11,000円	3,500円（8級相当以上） 7,500円（7級相当以下）	5,600円
別府市	7,000円	4,000円	10,500円	4,000円（8級） 7,500円（7級以下）	5,500円
中津市	6,500円	3,500円	10,000円	3,500円（8級） 7,000円（7級以下）	5,000円
日田市	6,500円	-	10,000円	6,500円	5,500円
佐伯市	6,500円	3,500円	10,000円	3,500円（8級） 7,000円（7級以下）	6,000円
臼杵市	6,500円	-	10,000円	6,500円	5,500円
津久見市	6,500円	-	10,000円	7,000円	5,000円
竹田市	7,000円	-	10,500円	9,500円	5,500円
豊後高田市	6,500円	-	10,000円	8,500円	6,000円
杵築市	6,500円	-	10,000円	7,000円	5,000円
宇佐市	7,000円	7,000円	10,500円	10,500円	5,500円
豊後大野市	7,000円	-	11,000円	7,000円	6,000円
由布市	6,500円	-	10,000円	9,000円	5,500円
国東市	6,500円	-	10,000円	7,000円	5,500円
姫島村	6,500円	-	10,000円	6,500円	5,000円
日出町	6,500円	-	10,000円	7,000円	5,000円
九重町	6,500円	-	10,000円	6,500円	5,000円
玖珠町	6,500円	-	11,000円	6,500円	5,000円
大分県	6,500円	3,500円	10,000円	3,500円（8級以上） 7,000円（7級以下）	5,000円
国	6,500円	3,500円	10,000円	3,500円（8級以上） 6,500円（7級以下）	5,000円

・網掛けは国・県よりも高いことを示す

2(1) 扶養手当の状況（段階的見直し完成後）

市町村名	段階的見直し 完成年度	①配偶者		②子
		7級相当以下	8級相当以上	
大分市	平成32年度	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	11,000円
別府市	平成33年度	6,500円	3,500円	10,000円
中津市	平成32年度	6,500円	3,500円	10,000円
日田市	平成31年度	6,500円	-	10,000円
佐伯市	平成32年度	6,500円	3,500円	10,000円
臼杵市	平成31年度	6,500円	-	10,000円
津久見市	平成32年度	6,500円	-	10,000円
竹田市	平成32年度	6,500円	-	10,000円
豊後高田市	平成33年度	6,500円	-	10,000円
杵築市	平成32年度	6,500円	-	10,000円
宇佐市	平成34年度	7,000円	3,500円	10,000円
豊後大野市	平成30年度	7,000円	-	11,000円
由布市	平成33年度	6,500円	-	10,000円
国東市	平成32年度	6,500円	-	10,000円
姫島村	平成30年度	6,500円	-	10,000円
日出町	平成32年度	6,500円	-	10,000円
九重町	平成30年度	6,500円	-	10,000円
玖珠町	平成30年度	6,500円	-	11,000円
大分県	平成32年度	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	10,000円
国	平成32年度	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	10,000円

・網掛けは国・県よりも高いことを示す

2(1) 扶養手当の状況（段階的見直し完成後）

市町村名	③父母等		④特定期間加算
	7級相当以下	8級相当以上	
大分市	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	5,600円
別府市	6,500円	3,500円	5,000円
中津市	6,500円	3,500円	5,000円
日田市	6,500円	-	5,500円
佐伯市	6,500円	3,500円	6,000円
臼杵市	6,500円	-	5,500円
津久見市	6,500円	-	5,000円
竹田市	6,500円	-	5,000円
豊後高田市	6,500円	-	6,000円
杵築市	6,500円	-	5,000円
宇佐市	7,000円	3,500円	5,500円
豊後大野市	7,000円	-	6,000円
由布市	6,500円	-	5,500円
国東市	6,500円	-	5,500円
姫島村	6,500円	-	5,000円
日出町	6,500円	-	5,000円
九重町	6,500円	-	5,000円
玖珠町	6,500円	-	5,000円
大分県	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	5,000円
国	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	5,000円

・網掛けは国・県よりも高いことを示す

2(2) 住居手当の状況

- ①は、住宅を借り受け、一定額を超える家賃又は間代を払っている職員に支給する手当額の上限額を、
 ②は、所有する住宅に居住する世帯主である職員に支給する手当額の月額を記載しています。
 ②については、国、全都道府県及び全国市区町村の88.3%が制度を廃止しています。(平成30年4月1日時点)

市町村名	①借家・借間 (上限額)	②自宅	経過措置の内容							備考	
			廃止前	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024		
大分市	28,500円	H26.4.1廃止	8,500円 (9年以上 6,000円)								H31.3で経過措置終了
別府市	27,000円	H30.4.1廃止	5,300円 6年以上 3,600円	4,300円 2,600円	3,800円 2,100円	3,300円 1,600円	2,800円 1,100円				
中津市	27,000円	H30.4.1廃止	4,500円 2年以上 3,000円	2,700円	2,400円	2,100円	1,800円	1,500円			
日田市	27,000円	H30.4.1廃止	4,500円 7年以上 3,000円	3,900円 2,400円	3,400円 1,900円	2,900円 1,400円	2,400円 900円	1,500円 0円			
佐伯市	27,000円	H30.4.1廃止	4,500円 7年以上 2,500円	3,500円 2,300円	3,000円 2,200円	2,500円 2,100円	2,000円 2,000円				
臼杵市	27,000円	H31.4.1廃止	6,000円 9年以上 4,000円	5,800円 3,900円	5,600円 3,800円	5,400円 3,700円	5,200円 3,600円	5,000円 3,500円	4,800円 3,400円		市内在住者のみに支給
津久見市	27,000円	H30.4.1廃止	2,500円 5年以上 0円	2,500円 0円	2,500円 0円	2,500円 0円	2,500円 0円				
竹田市	27,000円	H30.4.1廃止	2,500円	2,300円	2,200円	2,100円	2,000円	1,500円			
豊後高田市	27,000円	4,500円 (7年以上 3,000円)									
杵築市	27,000円	H30.4.1廃止	4,500円 6年以上 3,000円	3,500円 2,600円	3,000円 2,400円	2,500円 2,200円	2,000円 2,000円	1,800円 1,800円			
宇佐市	27,000円	5,500円 (7年以上 3,500円)									
豊後大野市	27,000円	H30.4.1廃止	3,400円	3,000円	2,800円	2,600円	2,300円	2,000円			市内在住者のみに支給
由布市	27,000円	H30.4.1廃止	5,500円 7年以上 2,500円	5,400円 2,400円	5,200円 2,200円	4,700円 2,200円	4,500円 2,000円	4,000円 1,500円			
国東市	27,000円	4,500円 (6年以上 3,000円)									
姫島村	27,000円	制度なし									
日出町	27,000円	H30.4.1廃止	4,500円 7年以上 3,000円	4,300円 2,800円	4,200円 2,700円	4,100円 2,600円	4,000円 2,500円	3,900円 2,400円			
九重町	27,000円	H30.4.1廃止	2,500円	1,500円	1,000円	500円	200円				
玖珠町	27,000円	3,500円 (6年以上 2,000円)									
大分県	27,000円	H25.4.1廃止									
国	27,000円	H21.12.1廃止									

2(3) 期末・勤勉手当の状況

期末・勤勉手当は、民間における賞与等の特別給との均衡上支給される給与です。

- ①支給月数、②役職段階別加算（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮した加算）、
③管理職加算（管理又は監督の地位にある職員に対する加算）について記載しています。

市町村名	支給月数 (年間)	役職段階別加算 (H30.12期)					管理職加算 (H30.12期)
		1・2級 主事	3級 主任・主査	4・5級 係長・課長補佐	6・7級 課長	8・9級 次長・部長	
大分市	4.45	0%	5%	10~17%	17~18%	19%	9級 10% 8級 5% ※4~7級 H29.6より 廃止 (R1.12まで経過 措置あり)
別府市	4.45	0%	5%	10~13%	15%	15%	
中津市	4.45	0%	5%	10%	15%	15%	
日田市	4.45	0%	5%	※10~15%	15%		
佐伯市	4.45	0%	5%	※10~13%	15%	15%	
臼杵市	4.45	0%	5%	10%	15%	15%	
津久見市	4.45	0%	5%	10%	15%		
竹田市	4.45	0%	5%	10~13%	15%		
豊後高田市	4.45	0%	5%	10%	15%		
杵築市	4.45	0%	5%	10~13%	15%		
宇佐市	4.45	0%	5%	13~15%	15%	15%	
豊後大野市	4.45	0%	5%	10~13%	15%		
由布市	4.45	0%	5%	12~13%	15%		
国東市	4.45	0%	5%	10%	15%		
姫島村	4.45	0%	5%	10%			
日出町	4.45	0%	5%	10%	15%		
九重町	4.45	0%	5%	10~13%	15%		
玖珠町	4.45	0%	5%	13%	15%		
大分県	4.45	0%	5%	10%	15%	20%	8・9級 10%
国	4.45	0%	5%	10%	15%	20%	7~10級 10~25%

※日田市・佐伯市については、R2.4.1から4・5級の加算割合を10%とする規則改正済み

市町村名	役職段階別加算 (R1. 6期)					管理職加算 (R1. 6期)
	1・2級 主事	3級 主任・主査	4・5級 係長・課長補佐	6・7級 課長	8・9級 次長・部長	
大分市	0%	5%	10～17%	17～18%	19%	9級 10% 8級 5% ※4～7級 H29. 6より 廃止 (R1. 12まで経過 措置あり)
別府市	0%	5%	10～13%	15%	15%	
中津市	0%	5%	10%	15%	15%	
日田市	0%	5%	※10～15%	15%		
佐伯市	0%	5%	※10～13%	15%	15%	
臼杵市	0%	5%	10%	15%		
津久見市	0%	5%	10%	15%		
竹田市	0%	5%	10～13%	15%		
豊後高田市	0%	5%	10%	15%		
杵築市	0%	5%	10～13%	15%		
宇佐市	0%	5%	13～15%	15%	15%	
豊後大野市	0%	5%	10～13%	15%		
由布市	0%	5%	12～13%	15%		
国東市	0%	5%	10%	15%		
姫島村	0%	5%	10%			
日出町	0%	5%	10%	15%		
九重町	0%	5%	10～13%	15%		
玖珠町	0%	5%	13%	15%		
大分県	0%	5%	10%	15%	20%	8・9級 10%
国	0%	5%	10%	15%	20%	7～10級 10～25%

※日田市・佐伯市については、R2. 4. 1から4・5級の加算割合を10%とする規則改正済み

(参考)

◇地方公務員の給与等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与等については、地方公務員法（以下「地公法」という。）等にその基本となる原則が規定されており、大別して「地方公務員制度全般に通ずる原則」と「給与決定に関する原則」とがあります。

(1) 地方公務員制度全般に通ずる原則

ア 平等取扱いの原則（地公法第13条）

「地方公務員法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、採用、給与、その他勤務条件を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

イ 情勢適応の原則（地公法第14条）

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、この規定に基づく人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、改正が行われます。

ウ 均衡の原則（地公法第24条第4項）

「勤務時間その他勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」とされており、国及び他の地方公共団体の動向を踏まえ、勤務条件が決定されます。

(2) 給与決定に関する原則

ア 給与条例主義（地方自治法第204条第3項、第204条の2、地公法第24条第5項、第25条第1項）

「給与は、条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと決定されることとなります。

イ 職務給の原則（地公法第24条第1項）

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、係長や課長といったように職責に応じて、給与が決定されます。

ウ 均衡の原則（地公法第24条第2項）

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与等の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、定められています。

このような原則に基づいて、市町村においては条例・規則による給与その他勤務条件の決定を行うことが必要です。